

令和6年度

事業計画・予算

1. 事業計画	1
2. 会計の区分一覧	9
3. 法人単位資金収支予算書	10
4. 拠点区分資金収支予算書（社会福祉事業）	12



私たちは持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの目標達成に向けた取り組みを推進します。

1. 令和6年度事業計画

社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会

<基本方針>

令和6年元日に発生した能登半島地震では、死者や安否不明者、家屋の倒壊や生活インフラ等、多くの被害がもたらされました。近年、日本各地において地震や水害などの自然災害が頻発し、新型コロナウイルス感染症では3年にも及ぶ人々の行動が制限されるなど、あらゆる出来事が私たちの記憶にも鮮明に残っています。こうした災害が起きたとき、地域や周りの人々とのつながりや支え合いの大切さが再認識されます。

さらには、単身世帯や核家族の増加によって家族で助け合う機能が低下してきており、自己責任や家族の役割が重要視される中において、本当に助けてほしいときに誰かに「助けて」が言えず、生きづらさや孤独を感じたり、孤立したりすることもあります。このように社会とのつながりが希薄になると、生きる意欲や働く意欲が低下し、社会的なサポートを拒むなどのリスクを生むことから、将来に向かって希望が灯されるよう、その人の傍で寄り添い頼れる人の存在が必要となります。

そうした中、令和6年3月に策定した第5期倉吉市地域福祉推進計画では、『「未来へ！」つなげる福祉のまちづくり』を基本理念とし、「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくりの実現」を基本原則に掲げ、多様な価値観を認め合う現代社会において、人と人とのつながりの大切さを再認識し、行政をはじめとした関係機関との協働による包括的支援体制の構築に努めるとともに、市民一人ひとりの地域福祉活動への関心と共感を得ながら、あらゆる主体の参加によって持続可能な地域づくりをめざします。

さらに、各事業を円滑かつ効果的に進めるため、人の気持ちに寄り添うことのできる人間性はもちろんのこと、広い視野と専門性、実践力、行動力を備えた職員の育成に取り組んでいきます。

【重点目標】

1. 地域共生社会の実現と地域福祉活動の推進
2. 災害に強いまちづくりの推進
3. 包括的支援体制の構築
4. 介護保険事業等の安定経営
5. 職員の資質の向上
6. 自己財源の確保と財政基盤の整備

事業計画

1. 組織体制と財政基盤の整備

- (1) 理事会の開催 (5・12・3月)
- (2) 評議員会の開催 (6・3月)
- (3) 監事会の開催 (5・11月)
- (4) 正副会長会の開催 (随時)
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催 (随時)
- (6) 部会の開催
 - ・総務財政部会 (随時)
 - ・地域福祉部会 (随時)
 - ・在宅福祉部会 (随時)
- (7) 行政・企業等との連携強化
 - ・顧問会議の開催 (7月)
 - ・倉吉市議会厚生文教常任委員会との懇談会の開催 (7月)
 - ・関係部署との情報交換 (随時)
 - ・企業等の社会貢献活動支援と連携
- (8) 苦情解決委員会の開催
 - ・苦情、要望等の対応や改善の検討 (随時)
- (9) 法人登記
 - ・資産総額及び事業変更の登記 (6月)
- (10) 財源の確保と経営強化
 - ・会員の拡充と継続支援に向けた働きかけ
 - ・ファンドレイジングの強化
 - ・協賛企業の募集
- (11) 役職員研修等の実施と参加
 - ①内部研修の実施
 - ②外部研修への参加
- (12) 職員の健康管理
 - ・職員健康診断の実施 (5～6月)
 - ・ストレスチェックの実施 (7～8月)
 - ・職員健康相談の実施 (随時)
 - ・衛生委員会の開催 (11月)

(13) 広報事業の推進

①広報活動の推進

- ・ 広報紙「しあわせ」の発行 (毎月1回)
- ・ 点訳広報紙の発行 (毎月1回)
- ・ ホームページの管理と充実 (随時)
- ・ フェイスブックページの管理と充実 (随時)

②第62回倉吉市社会福祉大会の開催

(8月)

- ・ 表彰、感謝、褒賞
- ・ 講演、パネルディスカッション

2. 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の推進

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の連携

(2) 社会福祉法人等意見交換会の開催 (10月)

3. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動の推進と地区地域福祉連絡協議会等との連携

①地域福祉活動推進事業の推進

- ・ 見守り・交流・参加・学び・話し合いの機会の促進
- ・ 支え合いの仕組みづくりの促進

②ふれあい・いきいきサロン事業の推進

- ・ 立ち上げ支援及び運営支援 (随時)
- ・ 世話人交流会の開催 (随時)

③福祉協力員活動の推進

- ・ 福祉協力員の登録及び退任手続き (随時)
- ・ 地区研修会等への協力 (随時)

④地区社協等「地域福祉活動計画」策定の推進

- ・ 地区社協等「地域福祉活動計画」の策定支援 (随時)

⑤災害時における支え愛地域づくり推進事業の推進

- ・ 実施自治公民館への事業費補助と活動支援 (随時)

(2) 地区社協等への活動支援

- ・ 地区地域福祉連絡協議会事務局の運営 (随時)
- ・ 実施事業への職員派遣 (随時)
- ・ 地区社協等への事業費補助 (5～6月)

(3) 生活支援体制整備受託事業の推進

- ・ 事業説明や啓発活動
- ・ 地域資源や課題の把握と担い手養成

- ・地域の集いの場づくりの推進
- ・生活支援・介護予防活動の推進
- ・第2層協議体（話し合いの場）の設置・運営支援
- ・第1層協議体への参画

(4) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携

- ・市民協及び地区民協との連携による関連事業の推進

(5) 高齢者福祉活動の推進

①ふれあい給食サービス事業の推進

- ・地区社協等への事業費補助 (4月)
- ・地区責任者連絡会の開催 (年1回)
- ・配食用容器、消耗品の配付 (4月)

②倉吉市老人クラブ連合会活動への協力と助成

- ・諸事業への協力と事務局の運営
- ・ペタンク大会の共催

③ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 大会への協力 (10月)

(6) 障がい児・者福祉活動の推進

①倉吉市身体障害者福祉協会活動への協力

- ・諸事業への協力と事務局の運営

②倉吉市手をつなぐ育成会活動への協力

- ・諸事業への協力と事務局の運営

③倉吉市精神障がい者家族会活動への協力

- ・諸事業への協力と事務局の運営

(7) 児童・青少年福祉活動の推進

- ・準要保護児童・生徒への修学旅行費用の一部助成 (随時)

(8) 母子・父子福祉活動の推進

①倉吉市母子寡婦福祉連合会活動への協力

- ・諸事業への協力と事務局の運営

(9) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進

- ・福祉団体連絡会の開催 (随時)

(10) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会活動への協力

- ・諸事業への協力及び事務局の運営

(11) 倉吉市ボランティアセンター事業の実施

①ボランティア登録・斡旋（コーディネート）と活動の推進

- ・個人ボランティア、ボランティアグループの活動支援
- ・倉吉市ボランティア連絡協議会との連携

- ・ N P O、企業等との連携
- ②ボランティア活動の情報提供
 - ・ 広報紙「しあわせ」での広報 (随時)
 - ・ ホームページ・フェイスブックでの広報 (随時)
- ③ボランティアカフェの開催 (年3回)
- ④中学生ボランティア育成事業 (地域貢献活動への支援) (随時)
- ⑤ボランティアフェスティバルの開催 (6月)
- ⑥災害ボランティア講座の開催 (5月)
- ⑦子どもたちに伝えたい減災講座 (2月)
- ⑧ボランティア活動助成事業の実施
 - ・ ボランティア活動助成委員会の開催 (6月)
 - ・ ボランティアグループへの助成 (6月)
- ⑨ボランティアセンター運営委員会の開催 (4・10月)
- ⑩ボランティア活動体験事業 (高校生・社会人) の共催 (7～12月)
- ⑪災害時への備え
 - ・ 災害ボランティアセンター設置・運営の体制整備
 - ・ 関係機関等との情報交換
 - ・ 資器材の整備、確保
- ⑫研修の実施と参加
 - ・ ボランティアコーディネーター研修
 - ・ 災害ボランティアセンター運営者研修等の受講

(12) 福祉教育事業の推進

- ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会との連携
- ②福祉教育実施校への活動協力と助成 (随時)
 - ・ 小学校10校、中学校5校、高等学校5校、特別支援学校1校への事業費補助

(13) 福祉機具貸出事業の実施

- ・ 車イスの貸出 (随時)

(14) 福祉バス事業の運営

- ①安全運行と保守管理
- ②運営委員会の開催 (随時)

4. 共同募金助成事業の推進

- (1) 共同募金助成事業の推進
 - ・ 地域福祉活動事業他の実施
- (2) 歳末たすけあい募金助成事業の推進
 - ・ 助成事業の実施

・助成委員会の開催 (9・11月)

5. 相談支援事業の推進

(1) 多機関協働受託事業の実施

- ・複雑化・複合化した課題に対する相談支援 (年1回)
- ・あんしんネットワーク会議の開催 (年1回)
- ・重層的支援会議等の開催 (随時)
- ・多職種、多機関のネットワーク構築による支援の充実

(2) 専門相談事業の実施

- ・公証相談 第3木曜日 (年12回)
- ・税相談 第2水曜日 (4・7・10・1月) (年4回)

(3) 生活困窮者自立支援受託事業の実施

①自立相談支援事業の実施

- ・生活困窮に係る相談支援
- ・支援調整会議の開催 (随時)

②家計改善支援事業の実施

- ・家計管理に係る相談支援

③倉吉くらしの応援団事業の実施

- ・生活困窮者への各種支援
- ・居場所づくり「まいぺ〜す」の実施 (週1回)
- ・制服リユース事業の実施
- ・サンタ訪問の実施 (12月)

④生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催 (年1回)

(4) 日常生活自立支援受託事業の実施

①判断能力が不十分な人への日常的金銭管理他のサービス提供

- ・内部審査会の開催 (随時)

②生活支援員の確保及び連絡会の実施

- ・生活支援員連絡会の開催 (年1回)

③内部検査の実施 (年2回)

(5) 成年後見事業の推進

①成年後見事業の実施

- ・成年後見に係る相談支援
- ・成年後見人等の受任
- ・運営委員会の開催 (随時)
- ・後見補助員及び市民後見人のバックアップ

②市民後見人養成研修受託事業の実施

- ・啓発研修、養成研修の開催

- ・実行委員会の開催 (年2回)
- ・市民後見人候補者のフォローアップ
- (6) 民生資金貸付事業の実施
 - ①民生資金の貸付
 - ・低所得世帯への緊急かつ一時的に必要な資金の貸付
 - ・滞納者への督促 (随時)
- (7) 生活福祉資金貸付事業の実施
 - ①生活福祉資金の貸付
 - ・低所得世帯他への貸付の相談と支援 (随時)
 - ②コロナ特例貸付支援事業の実施
 - ・貸付利用者に対するフォローアップ (随時)

6. センター運営事業の推進

- (1) 倉吉福祉センターの管理運営
 - ・センター設備、備品の管理
 - ・センターの貸出と利用促進
 - ・消防総合訓練の実施 (年1回)
 - ・防犯訓練の実施 (年1回)
 - ・地域交流事業の実施 (随時)
 - ・ロビーの活用検討
- (2) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託
 - ・センター設備、備品の管理
 - ・センターの貸出と利用促進
 - ・消防総合訓練の実施 (年2回)
 - ・居住部門利用者の生活支援
 - ・ふれあい事業の開催 (年1回)
 - ・地域交流事業の実施 (年1回)
 - ・センター交流スペースの利用促進 (随時)
 - ・センター活性化事業の実施 (随時)

7. 介護保険事業の運営

- (1) 通所介護事業の実施
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）の実施
- (3) 介護職員の処遇改善の実施

8. 障害者総合支援事業の運営

- (1) 基準該当生活介護事業の実施
- (2) 介護職員の処遇改善の実施

9. 居宅介護等受託事業の運営

- (1) 倉吉市包括的支援事業の実施
 - ・総合相談業務の推進
 - ・介護予防ケアプランの作成
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業ケアプランの作成
 - ・権利擁護業務の推進
 - ・地域・関係機関とのネットワークづくり
- (2) 緊急通報システム設置事業の実施
 - ・24時間体制での相談の対応や通報
 - ・安否確認の実施
- (3) 介護予防教室事業の実施
 - ・各自治公民館、サロン等での介護予防教室の開催
- (4) 認知症予防教室事業の実施
 - ・自治公民館等での認知症予防教室の開催
- (5) 認知症絵本教室事業の実施
 - ・小学校での絵本教室の開催

10. 団体等事務局の運営

- (1) 倉吉市共同募金委員会
- (2) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (3) 倉吉市地区地域福祉連絡協議会
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市母子寡婦福祉連合会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

11. 顕彰

- (1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰
 - ①表彰・感謝・褒賞の実施
- (2) 国・県・全社協・県社協への進達
 - ①厚生労働大臣表彰
 - ②鳥取県知事表彰
 - ③全国社会福祉協議会会長表彰
 - ④鳥取県社会福祉協議会会長表彰